

特 定 間 伐 等 促 進 計 画

鳥 取 県 米 子 市

平 成 23 年 3 月

1 特定間伐等促進計画の目標

間伐等の実施の促進に関する特別措置法第3条の規定により定められた鳥取県の基本方針によると、県下の間伐等の実施の促進に関する基本方針では、特定間伐等の実施の促進の目標として、21,000ヘクタールの間伐の実施を掲げており、これは平成14年度から18年度の実績と比較すると大幅な増加となっている。

米子市の平成15年度から19年度の5ヶ年間の間伐実施面積は79ヘクタール（年平均15ヘクタール）であるが、県の基本方針や当市の間伐の実施状況を勘案して、平成23年度から24年度までの2ヶ年間で36ヘクタール（年平均18ヘクタール）の間伐を行うことを米子市特定間伐等促進計画の目標とする。

2 特定間伐等促進計画の区域

鳥取県の基本方針に定められた特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に基づき、米子市における特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の範囲を別図のとおりとする。

注) 2万5千分の1程度の地形図(5千分の1の森林計画図の使用も可)に特定間伐等を実施することが必要な範囲を区域設定し、図示(厳密に対象森林のみの抜き出しではなく、介在する天然林等も含む面的な範囲の図示で可)すること。

3 特定間伐等の実施計画

(1) 間伐

間伐実施主体	事業 実施年度	所 在 場 所					間伐を実施する森林の現況					間伐の内容	図面番号 または 林小班名	備 考
		都道府県	市町村	大 ま た は 字 林 班	字	地 ま た は 番 小 班	面 積	樹 種 ま た は 相 林	林 齢	間 伐 率 (材積率)	間 伐 材 積 立 木 材 積			
鳥取県西部森林組合	H22	鳥取県	米子市	福万	小原田	1098	0.90	ヒノキ	6齢級	30	45	36K	造林補助事業	
"	"	"	"	"	小屋ノ谷	1021	1.69	クヌギ	3齢級	除伐	-	36F	"	
"	H23	"	"	"	"	1022	1.07	クヌギ	"	"	-	"	緑プロ	
"	"	"	"	"	"	1023	3.09	クヌギ	"	"	-	"	"	
"	"	"	"	"	鴨ヶ池原	1017ノ1	3.75	クヌギ	"	"	-	"	"	
"	"	"	"	"	小野田谷	1078ノ1	0.58	ヒノキ	6齢級	30	28	36J	"	
"	"	"	"	石州府	石州府原	731ノ1	1.04	ヒノキ	"	"	49	37E	"	
"	"	"	"	"	アサミヤ谷	785外	1.40	ヒノキ	5齢級	"	50	37B	"	
"	"	"	"	日下	シイノキ成平	1228外	1.65	ヒノキ	6齢級	"	79	34D	"	
"	"	"	"	尾高	狐塚南平	2543外	0.50	ヒノキ	5齢級	"	18	32M	"	
"	"	"	"	"	狐塚南平ノ一	2531	1.30	ヒノキ	"	"	46	32N	"	
"	"	"	"	"	狐塚南平ノ二	2537外	1.26	ヒノキ	"	"	45	32M	"	
"	"	"	"	"	大沢峰ノ一	2545ノ1	0.54	ヒノキ	"	"	19	32L	"	
"	"	"	"	"	本丸	1310外	0.69	ヒノキ	"	"	24	32B	"	
"	"	"	"	泉	北原	706ノ108	1.64	ヒノキ	"	"	59	30C	"	
"	"	"	"	岡成	岡成原	581ノ4	9.24	クヌギ	3齢級	除伐	-	31G	"	
"	"	"	"	"	"	"	2.71	ヒノキ	"	"	-	"	"	
"	"	"	"	陰田	シモサタニヤマ	1073	1.06	ヒノキ	6齢級	30	50	19B	"	
"	"	"	"	"	"	1075	2.08	ヒノキ	"	"	99	"	"	
"	"	"	"	新山	下モ山	248	0.83	ヒノキ	5齢級	"	29	11B	"	
大山森林組合	H23	鳥取県	米子市	福岡	トウガタニ	175-1	0.43	スギ	9齢級	30	42	101L	造林補助事業	
"	"	"	"	"	"	"	1.65	"	7齢級	30	40	"	"	
"	"	"	"	"	ソラヤシキ	195	0.72	"	9齢級	30	70	101M	"	
"	"	"	"	"	ヨウラガビラ	1210	1.65	ヒノキ	3齢級	除伐	-	102B	"	
"	"	"	"	"	ハヤシガタニ	1254	0.54	"	3齢級	除伐	-	"	"	
"	"	"	"	"	ジゾウガタニ	1340外	0.75	"	3齢級	除伐	-	102E	"	
"	"	"	"	"	"	1353-1外	2.13	"	3齢級	除伐	-	"	"	
"	"	"	"	"	ヨコダニ	1338外	1.06	"	4齢級	除伐	-	102H	"	
"	"	"	"	"	コエダビラ	1284-4	0.86	"	3齢級	除伐	-	102J	"	
"	"	"	"	"	ウエノヤマ	1262-1外	0.72	"	3齢級	除伐	-	102L	"	
"	"	"	"	稲吉	シモピラ	746外	1.70	"	3齢級	除伐	-	103A	"	
"	"	"	"	"	モンジュピラ	845	1.24	"	4齢級	除伐	-	103B	"	
"	"	"	"	"	ギンザン	897	0.52	"	4齢級	除伐	-	105A	"	
"	"	"	"	"	ウエノヤマ	939	2.50	"	4齢級	除伐	-	105D	"	
"	"	"	"	"	オンジピラ	1038外	2.56	"	3齢級	除伐	-	112C	"	
"	"	"	"	"	"	1046-1	0.85	"	3齢級	除伐	-	"	"	

〃	〃	〃	〃	〃	〃	1046-2	1.54	〃	3齡級	除伐	-	112D	造林補助事業
〃	〃	〃	〃	高井谷	カミホソダニ	243外	0.62	〃	3齡級	除伐	-	113B	〃
〃	〃	〃	〃	〃	カミヒシャモンバラ	253外	0.45	〃	5齡級	30	3	113C	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	254外	0.78	〃	3齡級	除伐	-	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	256	0.61	〃	3齡級	除伐	-	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	シモヒシャモンバラ	261外	1.01	〃	3齡級	除伐	-	113D	〃
〃	〃	〃	〃	中西尾	ヤマサバラ	366-1外	0.63	〃	3齡級	除伐	-	114A	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	370外	1.48	〃	3齡級	除伐	-	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	ヤマツボイダニ	357-1	0.76	〃	3齡級	除伐	-	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	タニグチ	351外	0.85	〃	3齡級	除伐	-	114B	〃
〃	〃	〃	〃	西尾原	タケハラ	455-1外	3.89	〃	3齡級	除伐	-	115A	〃
〃	〃	〃	〃	〃	ガガシバ	457-1外	0.89	〃	3齡級	除伐	-	〃	〃
〃	〃	〃	〃	本宮	ウシロダニ	429	0.88	〃	7齡級	30	5	119BA	〃
〃	〃	〃	〃	〃	ミヤガタニ	467-1	1.30	〃	8齡級	30	61	119F	〃
〃	〃	〃	〃	〃	カナクソダニ	479-24外	1.06	〃	7齡級	30	60	119G	〃
〃	〃	〃	〃	福井	ヒガシハタケガタニ	263外	0.44	〃	6齡級	30	8	120A	〃
〃	〃	〃	〃	〃	ニジシハタケガタニ	257-1外	0.85	〃	4齡級	除伐	-	120A	〃
〃	〃	〃	〃	〃	コウジビラ	258外	0.50	〃	7齡級	30	20	120B	〃
〃	〃	〃	〃	〃	ワケヤマ	114-1外	1.04	〃	4齡級	除伐	-	120C	〃
〃	〃	〃	〃	西原	オオテンバ	1453-1	1.39	〃	7齡級	30	50	121A	〃
〃	〃	〃	〃	〃	ヨドエヤマ	1442外	1.06	〃	5齡級	30	20	121B	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	1439	0.44	〃	5齡級	30	2	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	1395-1外	1.62	〃	5齡級	30	8	121D	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	0.55	〃	4齡級	除伐	-	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	1407	0.63	〃	4齡級	除伐	-	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	テラヤマ	1395-2	1.62	〃	4齡級	除伐	-	121G	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	1395-3	1.46	〃	3齡級	除伐	-	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	1396-2	1.04	〃	4齡級	除伐	-	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	1397-1	1.00	〃	4齡級	除伐	-	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	カジヤバヤシ	1372	0.67	〃	4齡級	除伐	-	121H	〃
〃	〃	〃	〃	〃	テアライミズ	1361-1	0.59	〃	3齡級	除伐	-	〃	〃
〃	〃	〃	〃	平岡	シモヤマ	538	0.85	〃	4齡級	除伐	-	122D	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	535	1.16	〃	4齡級	除伐	-	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	541外	0.56	〃	4齡級	除伐	-	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	534	1.05	〃	4齡級	除伐	-	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	528外	1.77	〃	4齡級	除伐	-	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	527外	1.04	〃	4齡級	除伐	-	122E	〃
〃	〃	〃	〃	〃	タラノキ	327-1	0.95	〃	6齡級	30	31	122G	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	0.50	スギ	6齡級	30	25	〃	〃
〃	〃	〃	〃	中間	ナカヤシキ	422	0.50	ヒノキ	7齡級	30	20	122M	〃

(4) その他施設

事業実施主体	事業実施年度	所 在 場 所				施 設 名	数 量	図面番号 または 林小班名	備 考
		都道府県	市町村	大字 または 林区	地番 または 小班				

注) 2の特定間伐等促進計画の区域図に、(1)から(4)までの計画表に記載した各事業実施箇所の区域等、計画表の図面番号に符合する番号
または林小班名を明示すること、

4 造林箇所の保育計画

保育の種類別計画（平成23年度から24年度の累計）

保育の種類	面積	備考
下刈り	14.51	
除伐	96.93	
計	111.44	

5 森林施業の共同化の促進に関する事項

施行の集団化、共同化を推進するため、森林契約及び施行実施協定の締結の促進、不在地主への働き掛けを通じ、高率的及び効果的な実施に努める。

6 担い手の育成・確保に関する事項

特定間伐等の事業の担い手となる林業事業体の育成、林業従事者の確保を図るため、新規林業労働者を育成・確保する事業体に対する支援を行い、林業事業体の協業化を促進する。

7 森林施業の合理化に関する事項

関係団体の山林所有者等との連携を密にし、効率的な作業路開設等の路網整備を推進するとともに、施行地の集約化により、高性能林業機械の効率的な運用を図るものとする。

8 間伐材の利用の促進に関する事項

間伐時に林内放置されていた部分について搬出をし、県西部に存在する木材市場等への供給やパルプ材、ペレット原料などの総合的利用を図る。